平成２３年（フ）第２３２号
群馬県高崎市高浜町2053番地14
債務者　富澤　伸行
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１４２号
北海道苫小牧市ときわ町５丁目２番７号
債務者　箕輪　裕之
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２４７号
盛岡市北山２丁目25番13号
債務者　佐藤　充弘
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２６２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字牧野林974番地６グリーンハイツ102号、住民票上の住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字柳沢1198番地１
債務者　高橋外宇悟
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７６号
岩手県花巻市南諏訪町22番地５　パークハイツ阿部Ｂ207号、前住所岩手県花巻市里川口町５番15号
債務者　小笠原あけみ（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第５６号
山形県鶴岡市上藤島字備中下91番地１
債務者　佐藤　博政
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第３８０号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本211番地　箱根グランドマンション302
債務者　藤原　雅希
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３９２号
神奈川県平塚市入野297番地の３　ハイム田城201号
債務者　安部　　真
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３９８号
神奈川県厚木市緑ヶ丘３丁目３番３―202号
債務者　清田はるみ
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第９７号
新潟県新発田市東新町１丁目11番６号、前住所新潟市北区川西３丁目５番６号
債務者　笹川　　勉
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１００号
新潟県新発田市住吉町４丁目３番19号　Ｋマロン Ａ201
債務者　木村　和心
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１０１号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字山倉790番地８
債務者　鈴木　敏行
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第７０号
福岡県行橋市大字稲童2171番地38
債務者　平松　　太
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１６８９号
名古屋市守山区瀬古東３丁目1122番地　ラ・シュー・エズカ101号
債務者　東　　健一
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６４号
仙台市泉区山の寺２丁目27番12号　ユンゲ・フェルン101
債務者　菅原　　純
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
福島市在庭坂字古屋敷10番地の１、従前の住所山形市蔵王温泉54番地
債務者　阿部　弘隆
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１４１号
福島市森合字山ノ下９番地の５　アンビックス16―207号
債務者　吉田　香澄（旧姓高島）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福島地方裁判所